



草津市公報

発行日 令和4年6月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 11 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(077-563-1234)

◇◇◇目 次◇◇◇

◎ 告 示

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金交付要綱（子ども・若者政策課）	2
草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策保育料減免事業補助金交付要綱 （子ども・若者政策課）	3
公示送達について（税務課）	4
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	5
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	5
生活保護法第55条の規定に基づく施術担当機関の指定について（生活支援課）	5
生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	5
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	6
草津市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）	6
草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付要綱（環境政策課）	6
草津市議会定例会の招集について（総務課）	11
生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく介護扶助のための居宅介護担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	11
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	12
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	12
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	13
草津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱（健康増進課）	13
生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	16
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	16
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	16
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	16
公示送達について（納税課）	17
公金の徴収事務の委託について（健康増進課）	18
草津市保育士・幼稚園教諭等待遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）	19

◎ 公 告

条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	19
草津市有財産売却処分一般競争入札公告（総務課）	22
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	25
差押財産の公売について（納税課）	26
農用地利用集積計画について（農林水産課）	27

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	27
草津市埋蔵文化財調査保護要綱の一部を改正する要綱（歴史文化財課）	27

◎ 選挙管理委員会告示

50分の1、6分の1および3分の1の数について	28
選挙人名簿の抄本の閲覧の状況について	29
投票所の指定について	29
期日前投票所の指定について	29
在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票を行う期日前投票所の指定について	30
投票用紙および不在者投票用封筒の交付場所について	30
投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日について	30
在外選挙人が国内において不在者投票をする場合に係る投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日について	30
開票の日時および場所について	31
開票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について	31
開票立会人を決定するためのくじを行う日時、場所および方法を定めることについて	31
投票記載所の氏名および党派別の名称の掲示の掲載順序を決定するくじを行う日時、場所および方法について	32
ポスターの掲示場の設置場所について	32

◎ 選挙管理委員会公告

個人演説会等の施設の設備の程度について	32
個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額について	40

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	45
-------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市上下水道事業管理規程で定める申請書等の押印の特例に関する規程第2条の規定により押印を要しないものとする申請書等について（上下水道総務課）	45
---	----

告 示

草津市告示第171号

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年5月16日

草津市長 橋川 渉

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス
感染症対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民設児童育成クラブにおいて子どもを安心して保育することができる環境整備を図るため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に資する取組に対し、予算の範囲内において草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「民設児童育成クラブ」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項に基づく届出を行った放課後児童健全育成事業（草津市児童育成クラブ条例（昭和61年草津市条例第25号）第3条に規定する指定管理者が行う事業を除く。）をいう。

2 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）および児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）ならびに草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第32号）および規則の例による。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱（平成27年草津市告示第180号）の規定による草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金の交付の決定を受けている者とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる事業、補助要件、補助対象経費（令和5年3月31日までに納品が完了しているものに限る。）および補助基準額は、別表に掲げる

とおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費と補助基準額のいずれか少ない額とする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス

感染症対策補助金所要額調書（別記様式第1号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助金の交付を決定した年度の翌年度4月10日までとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス
感染症対策補助金実績額調書（別記様式第2号）

(2) 項目、納品日および支払日を確認できる書類の
写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(関係書類の保管等)

第7条 補助事業者等は、この要綱に基づく補助金の執行に係る納品書、領収書等の関係書類を事業実施年度の翌年から5年間保管し、市長から提出要請があった場合は、直ちに提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月16日から施行し、令和4年4月1日以降の事業から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条各号列記以外の部分に規定する書類の提出期限および第7条に規定する関係書類の保管期間については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条第1項関係）

事業	補助要件および 補助対象経費	補助基準額
新型コロナウ イルス感染症 対策支援事業	民設児童育成クラブに おける職員が感染症対 策の徹底を図りながら 業務を継続的に実施し	1支援単位あ たり 年額400,000 円

ていくために必要な経費、マスクや消毒液等の衛生用品および感染防止のための備品の購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発等に係る費用を補助するものとする。	
新型コロナウイルス感染症対策のための改修事業	新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に係る費用を補助するものとする。

別記

様式第1号（第5条第1号関係）

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金所要額調書

児童育成クラブ名

区分	補助対象経費A	補助基準額B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
新型コロナウイルス感染症対策支援事業	円	円	円	円	
新型コロナウイルス感染症対策のための改修事業					
合計					

様式第2号（第6条第1号関係）

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金実績額調書

児童育成クラブ名

区分	補助対象経費A	補助基準額B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
新型コロナウイルス感染症対策支援事業	円	円	円	円	
新型コロナウイルス感染症対策のための改修事業					
合計					

(令和4年5月16日掲示済み)

草津市告示第172号

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染

症対策保育料減免事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年5月16日

草津市長 橋川渉

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス
感染症対策保育料減免事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、草津市の要請等により、民設児童育成クラブの運営を臨時に休所させた場合等の日割り保育料について、民設児童育成クラブの運営を行う者が、保護者へ返還した場合等の経費に対し、予算の範囲内において草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策保育料減免事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「民設児童育成クラブ」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項に基づく届出を行った放課後児童健全育成事業（草津市児童育成クラブ条例（昭和61年草津市条例第25号）第3条に規定する指定管理者が行う事業を除く。）をいう。

2 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）および児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）ならびに草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第32号）および規則の例による。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱（平成27年草津市告示第180号）の規定による草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金の交付の決定を受けている者とする。

(補助対象経費等)

第4条 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、令和4年6月30日までの間に、草津市の要請または補助事業者からの申出に対する同意により、民設児童育成クラブを臨時に休所した場合または草

津市からの通所回避の要請により利用者が民設児童育成クラブを利用しなかった場合の日割り保育料について、補助事業者が保護者へ返還した保育料に相当する額を補助するものとする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策保育料減免事業補助金交付申請額内訳書（別記様式第1号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、令和4年9月30日までとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策保育料減免事業補助金実績額内訳書（別記様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(関係書類の保管等)

第7条 補助事業者等は、この要綱に基づく補助金の執行に係る児童の利用状況、減免または返還にかかる関係書類を事業実施年度の翌年から5年間保管し、市長から提出要請があった場合は、直ちに提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年5月16日から施行し、令和4年4月1日以降の事業から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年6月30日限り、その効力を失う。ただし、第6条各号列記以外の部分に規定する書類の提出期限および第7条に規定する関係書類の保管期間については、同日後もなおその効力を有する。

別記
様式第1号（第5条第1号関係）

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策保育料減免事業補助金交付申請額内訳書

児童育成クラブ名	
実施月	返還等見込額
4月	円
5月	円
6月	円
合計	円

様式第2号（第6条第1号関係）

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策保育料減免事業補助金実績額内訳書

児童育成クラブ名	
実施月	返還等実績額
4月	円
5月	円
6月	円
合計	円

(令和4年5月16日掲示済み)

草津市告示第173号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年5月19日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和3年度市県民税税額変更（決定）通知書
3件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年5月26日に送達があったものとみなす。

令和3年度市県民税税額変更（決定）通知書

順番	氏名	住所	
1	林田 和樹	滋賀県大津市大将軍1丁目	4番6号
2	VU THI CHI	ベトナム	
3	VU THI HOAI ANH	ベトナム	

(令和4年5月19日掲示済み)

草津市告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年5月25日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人みらい	草津市野路一丁目6-5	令和4年
南草津こどもクリニック	サンコート南草津1F	4月1日

(令和4年5月25日掲示済み)

名称	所在地	指定年月日
医療法人みらい	草津市野路一丁目6-5	令和4年
南草津こどもクリニック	サンコート南草津1F	4月1日

(令和4年5月25日掲示済み)

草津市告示第177号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年5月25日

草津市長 橋川 渉

施術者氏名	施術所名称	施術所所在地	指定年月日
丸本 航平	REMAKE 整骨院	草津市西渋川一丁目17-20 3F	令和4年 3月24日

(令和4年5月25日掲示済み)

草津市告示第179号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したものうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃

止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年5月25日

草津市長 橋川渉

名称	所在地	廃止年月日
はっとり小児科	草津市野路一丁目6-5 サンコート南草津1F	令和4年 3月31日

(令和4年5月25日掲示済み)

草津市告示第180号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したものうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年5月25日

草津市長 橋川渉

名称	所在地	廃止年月日
はっとり小児科	草津市野路一丁目6-5 サンコート南草津1F	令和4年 3月31日

(令和4年5月25日掲示済み)

草津市告示第181号

草津市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年5月26日

草津市長 橋川渉

草津市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市特定不妊治療費助成金交付要綱（平成22年草津市告示第153号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るために、特定不妊治療を受ける者に対し、特定不妊治療に要する費用の一部を助成金として交付することで夫婦の経済的負担の軽減を図るとともに、令和4年4月1日からの保険適用に際し、移行期に治療を受けられている方々の治療計画に支障が生じないように、特定不妊治療を令和3年度以前に開始した者が、年度をまたがって令和4年度に治療を終了する場合について、その経済的負担の軽減を図る経過措置を講じることを目的に」に改める。

第2条第1項中「ものとする」を「者であつて、治療期間の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日から令和5年3月31までの間に1回の治療が終了した夫婦。ただし、令和4年3月31以前に治療を終了し、令和4年4月1日以降に申請する者も含む」に改める。

付 則

この要綱は、令和4年5月26日から施行し、令和4年4月1日以降に申請された治療に対して適用する。

(令和4年5月26日掲示済み)

草津市告示第182号

草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年5月20日

草津市長 橋川渉

草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、草津市の良好な環境保全条例（昭和53年草津市条例第26号）第12条第1項の規定により指定された自然環境保全地区において、樹木の倒木被害から人命および財産を保護するため、自然環境保全地区内の危険木除去を行う者に対し、予

算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、補助金の交付の対象となる樹木は、令和3年度自然環境保全地区危険木調査によってA判定を受けた危険木（以下「危険木」という。）とする。

2 この要綱において、危険木除去とは、危険木の伐採または剪定、処分およびこれらの作業のためにその他の樹木を伐採する等の作業をいう。

（補助対象者等）

第3条 補助対象者は、自然環境保全地区の所有者または管理者とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

(1) 危険木除去に要する経費のうち、所有者または管理者が、事業者に依頼し支払う費用

(2) 所有者または管理者が自ら除去した場合は、危険木除去に要する費用

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、前条第2項に掲げる補助対象経費に応じて、次のとおりとする。

(1) 前条第2項第1号に掲げる補助対象経費 1本あたりの補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内とする。ただし、1本あたりの補助対象経費の額は、別表第1に定める委託費用上限単価を限度額とし、複数回に分けて伐採する場合の1本あたりの補助対象経費の額は、1回で伐採した場合の委託費用上限単価を限度額とする。なお、次のいずれかに該当し、委託費用上限単価を超過する場合は市長と別途協議のうえ決定する。

ア 建物または電線と近接していると認められるとき。

イ 樹木が密集しており、敷地内への重機の進入が困難と認められるとき。

ウ 道路の通行止めが必要と認められるとき。

エ その他市長がやむを得ないと認めるとき。

(2) 前条第2項第2号に掲げる補助対象経費 別表第2に定める1本あたりの自家処理単価に自ら除

去した本数を乗じた額の総額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付は、危険木1本あたり1回限りとする。ただし、1本の危険木を複数回に分けて伐採する場合はこの限りでない。

（補助金等交付申請書の添付書類）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする年度ごとに、草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 危険木除去事業計画書（別記様式第2号）

(2) 事業者に依頼する場合にあっては、見積明細書の写しまたはそれに代わるもの

(3) 危険木の位置図

(4) 作業前の危険木の状態がわかる写真

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（事業計画書の内容の変更）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、第5条第1号の規定により提出した事業計画書の内容を変更しようとするときは、草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付変更申請書（別記様式第3号）に第5条に定める関係書類のうち必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を適当と認めた場合は補助金の交付変更を決定し、速やかに草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付変更決定通知書（別記様式第4号）によりその旨を、同項の申請を不適当と認めた場合は補助金の交付変更をしないことを決定し、速やかに草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付変更棄却決定通知書（別記様式第5号）によりその旨を補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助決定者は、事業を実施し、事業が完了したときは、速やかに草津市自然環境保全地区危険木

除去事業実績報告書（別記様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 危険木除去事業実績報告内訳書（別記様式第7号）
- (2) 事業者に依頼した場合は、補助対象経費に係る領収書等の写しとその内訳がわかるもの
- (3) 危険木の位置図
- (4) 事業完了後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、規則第14条に規定する補助金の額の確定通知書により通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 前条の通知を受けた者は、草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付請求書（別記様式第8号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、規則第16条第2項の規定により補助金を概算払により交付する必要があると認めたときは、概算払により交付するものとし、この場合は、補助決定者は草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金概算払請求書（別記様式第9号）により請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取消し、既に交付を受けた補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の運用が不適当と認められたとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 事業を中止し、または廃止したとき。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年5月20日から施行し、令和4年4月1日以後の申請に係る補助金について適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条に規定する補助金の返還については、なお従前の例による。

別表第1（第4条第1項第1号関係）

危険木幹周	1本あたりの委託費用上限単価
30~59cm	81,000円
60~89cm	148,500円
90~119cm	249,000円
120~149cm	376,500円
150~199cm	583,500円
200~249cm	1,267,500円
250~299cm	2,034,000円
300~349cm	2,743,500円
350cm以上	3,399,000円

別表第2（第4条第1項第2号関係）

危険木幹周	1本あたりの自家処理単価
30~59cm	7,000円
60~89cm	19,000円
90~119cm	36,000円
120~149cm	124,000円
150~199cm	305,000円
200cm以上	395,000円

別記

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

草津市長 様

申請者 住所
職名
氏名

印

草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付申請書

年度において草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

関係書類 (1) 危険木除去事業計画書
(2) (事業者に依頼する場合) 見積明細書の写し
またはそれに代わるもの
(3) 危険木の位置図
(4) 作業前の危険木の状態がわかる写真

様式第2号（第5条第1号関係）

危険木除去事業計画書

(1) 自然環境保全地區概要

所在地	
自然环境保全地区名称	

(2) 事業者に依頼し除去する危険木

様式第3号（第7条第1項関係）

年 月 日

草津市長

樣

申請者 住所

職名

氏名

印

草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号で草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金の交付の決定の通知があつた危險木除去事業の内容を下記のとおり変更したいので、草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付要綱第7条第1項の規定により、必要書類を添えて次のとおり申請します。

記

補助年度	年 度
既交付決定額	円
変更交付申請額	円
変更増減額	円
変更の内容	
変更の理由	
添付書類	交付決定を受けた補助金の交付申請書に添付されている書類のうち、変更が生じる部分の書類一式（変更前後の状況を明示したものの）

様式第4号（第7条第2項関係）

第 月 号 日

33

草津市長

四

葛津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付変更申請書を審査したところ、適当と認められるので、草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

補助年度	年 度
既交付決定額	円
変更交付決定額	円
変更増減額	円
交付条件	

5.4.3.2016年全国地级市GDP统计表

(4) 交付申請總額(元) / 危険木除去總本數	
交付申請額 (D) + (H)	元
危険木除去總本數	本

様式第5号（第7条第2項関係）

第 年 月 号 日

様

草津市長

五

草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付変更棄却決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付変更申請書を審査したところ、不適当と認められるので、草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

補助年度	年度
変更承認棄却内容	

様式第7号（第8条第1号関係）

危険木除去事業実績報告内訳書

(1) 自然環境保全地區概要

所在地	
自然保护区名称	

(2) 事業者に依頼し除去する危険木

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

草津市長 様

申請者 住 所
職 氏 名

印

草津市自然環境保全地区危険木除去事業実績報告書

年　月　日付け　第　号で草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金の交付の決定の通知があった危険木除去事業について、草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

三

關係畫類 (1) 危險木除去事業實績報告內訛畫

- (2) (事業者に依頼した場合) 補助対象経費に係る領収書等の写しとその内訳がわかるもの
- (3) 危険本の位置図
- (4) 事業完了後の写真

(3) 自ら作成し除去する危険本

実施年月日	年 年	月 月	日から 日まで
除去本数	本		
幹周毎の内訳	1本あたりの 自家処理単価 (E)	本数 (F)	単価×本数 (G) (E) × (F)
30~59cm	7,000円	本	円
60~89cm	19,000円	本	円
90~119cm	36,000円	本	円
120~149cm	124,000円	本	円
150~199cm	305,000円	本	円
200cm以上	395,000円	本	円
補助対象金額総額 (G合計)		円	
交付決定額 (H G合計×2/3) (千円未満切捨)		円	

(4) 交付申請総額及び危険木除去総本数

交付決定額 (D) + (H)	円
危険木除去総本数	本

様式第8号（第10条第1項関係）

年 月 日

草津市長 様

請求者 住所
職名
氏名 (印)

草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金を下記のとおり交付されるよう、草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付要綱第10条第1項の規定により請求します。

記

金 円

	銀行等名	支店名	種別	口座番号	フリガナ 名義人
振込み先 口座			当座		(フリガナ)
			普通		(名義人)

様式第9号（第10条第2項関係）

年 月 日

草津市長 様

請求者 住所
職名
氏名 (印)

草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金の交付の決定の通知があった草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金を下記のとおり交付されるよう、草津市自然環境保全地区危険木除去費等補助金交付要綱第10条第2項の規定により請求します。

記

金 円

	銀行等名	支店名	種別	口座番号	フリガナ 名義人
振込み先 口座			当座		(フリガナ)
			普通		(名義人)

草津市告示第183号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月30日

草津市長 橋川渉

1期日 令和4年6月6日

2場所 草津市議会議場

(令和4年5月30日掲示済み)

草津市告示第184号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のための居宅介護担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年5月30日

草津市長 橋川渉

(令和4年5月26日掲示済み)

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事務所の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
ユタカ薬局南草津Ⅱ	滋賀県草津市野路町659-1	株式会社ユタカファーマシー 代表取締役 浅井 家康	岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	令和4年4月30日

(令和4年5月30日掲示済み)

草津市告示第185号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年5月30日

草津市長 橋川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事務所の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
ユタカ薬局南草津Ⅱ	滋賀県草津市野路町659-1	株式会社ユタカファーマシー 代表取締役 浅井 家康	岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	令和4年4月30日

(令和4年5月30日掲示済み)

草津市告示第186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年5月30日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
南草津皮フ科	草津市野路町652-3	令和4年6月1日

(令和4年5月30日掲示済み)

草津市告示第187号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年5月30日

草津市長 橋川渉

名称	所在地	指定年月日
南草津皮フ科	草津市野路町652-3	令和4年6月1日

(令和4年5月30日掲示済み)

草津市告示第188号

草津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱を次のとおり制定する。

令和4年6月1日

草津市長 橋川渉

草津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差控えにより、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する予防接種（以下「定期接種」という。）の機会を逃した平成9年4

月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種を受けたものについて、当該任意接種の費用の助成（以下「償還払い」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(償還払いの対象者)

第2条 市長は、次の各号の全てに該当する者（償還払いと同種のものであると市長が認める措置による費用の助成を草津市以外の市区町村から受けた者を除く。）に対して償還払いを行う。

- (1) 令和4年4月1日時点で草津市に住民登録があること
- (2) 16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと
- (3) 17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチンまたは組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと
- (4) 償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。）を受けていないこと

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めた者に対して償還払いを行うことができる。

(償還額の支給等)

第3条 第6条第2項の規定により、償還払いを行うことが決定した者に対し、支給する額は、別表に定めるとおりとする。

(償還払いの申請および支給の方式)

第4条 償還払いを受けようとする者は、草津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、償還払いを受けようとする者が第2号に掲げる書類等を添付することができない場合には、草津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書（別記様式第2号）の提出をもって第2号に掲げる書類等に代えることができる。

- (1) 第2条第1項第3号の実費を支払った事実、その額および接種回数を証明できる書類（原本）
 (2) 償還払いを受けようとする者の接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証または接種済みの記載がある予診票等（写し）
- 2 市長は、前項の規定により書類等が提出された場合は、当該書類等を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請を受け付ける。この場合において、前項の規定により提出された書類等に不足があるときは、市長は、申請者に対し必要書類の追加提出を求めるものとする。
- （申請期限）
- 第5条 償還払いの申請期限は、令和7年3月31日とする。
- （審査および支給決定）
- 第6条 市長は、償還払いを受けようとする者から提出された書類等および別表に基づき、償還払いの可否および支給額を審査するものとする。
- 2 市長は、第4条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、償還払いを行うことを決定したときは、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用支給決定通知書（別記様式第3号）により、行わないことを決定したときは、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用不支給決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。
- （請求書の提出）
- 第7条 前条2項の規定により支給決定通知を受けた者は、草津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用請求書（別記様式第5号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。
- （支給方法）
- 第8条 償還払いは、申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。
- （不当利得の返還）
- 第9条 市長は、偽りその他不正の手段により償還払いを受けた者に対し、支給を行った償還払いの返還を求めるものとする。
- （受給権の譲渡または担保の禁止）
- 第10条 償還払いを受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。
- （関係機関との連携等）
- 第11条 市長は、償還払いを行うことの決定のための

調査または過去に決定した償還払いに係る調査のために特に必要と認めるときは、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、または事実の確認もしくは聴取を行うことができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、償還払いに係る事務の実施に必要な事項は市長が別に定める。

別表（第3条関係）

	支給額
第4条第1項第1号に掲げる書類を提出した場合	第2条第1項第3号の実費（最大3回接種分まで）に相当する額（以下「償還額」という。）（ただし、上限額は17,303円とする。）
第4条第1項第1号に掲げる書類を提出しない場合	13,200円

備考 償還額は、接種を行った医療機関に対し支払った接種費用とし、接種費用に含まれないもの（接種に要した交通費、宿泊費、書類の発行に要した文書料等）は対象としない。

付 則

（施行期日）

- この要綱は、令和4年6月1日から施行する。（この要綱の失効）
- この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第4条第1項に規定する償還払いの申請をした者については、この要綱は、同日後も、なお従前の例による。

別記

様式第1号(第4条第1項関係)

草津市ヒトバビローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書

年月日

草津市長宛

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

フリガナ		接種を受けた者との続柄	
申請者 氏名	(印)		
現住所	〒		
電話番号			

※申請できるのは接種を受けた本人、またはその保護者に限ります。

フリガナ		生年月日	年月日
氏名			
現住所	〒		
※申請書と同じ場合、同上と記載してください。			
住所(令和4年4月1日時点)	〒		
※現住所と同じ場合、同上と記載してください。			
ワクチンの種類	□組換え沈降2価HPVワクチン □組換え沈降4価HPVワクチン		
被接種者 予防接種を受けた年月日 (申請分のみ記載)	1回目	年月日	
	2回目	年月日	
	3回目	年月日	
申請者負担額 (申請分のみ記載)	1回目	円	合計
	2回目	円	
	3回目	円	
※支給額は、草津市で審査の上、決定します。			
接種医療機関	名称		
	住所		
	TEL		
※複数の医療機関で接種した場合、下記に名前・住所・TELを記載			

【誓約・同意事項】※該当する項目に印を入めてください。

この申請に係る住民基本台帳(申請者と被接種者が異なる場合は双方の登録事項)および医療機関等における情報について、草津市が必要と認めるとときは調査を行うことに同意しますか。

本申請分のヒトバビローマウイルス感染症に係る任意接種費用について他の自治体から費用の助成を受けていないことに相違はありませんか。

申請内容に偽りがあった場合や相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの費用を返還することに同意しますか。

はい いいえはい いいえはい いいえ

様式第3号(第6条第2項関係)

草津市ヒトバビローマウイルス感染症に係る任意接種費用支給決定通知書

年月日

様

草津市長

年月日付けで申請のあった任意接種費用について、次のとおり支給することに決定したので、草津市ヒトバビローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

支給決定額 円

様式第4号(第6条第2項関係)

草津市ヒトバビローマウイルス感染症に係る任意接種費用不支給決定通知書

年月日

様

草津市長

年月日付けで申請のあった任意接種費用について、次のとおり支給しないことに決定したので、草津市ヒトバビローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

(不支給とした理由)

様式第2号(第4条第1項関係)

草津市ヒトバビローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書

年月日

草津市長宛

(被接種者情報)※申請者が記入

現住所:
氏名:
生年月日:

上記の者がヒトバビローマウイルス接種予ワクチンを接種したことを証明します。

ワクチンの種類	□組換え沈降2価HPVワクチン □組換え沈降4価HPVワクチン		
予防接種を受けた年月日	1回目	ロット番号	接種量
	接種年月日		0.5 mL
	年月日		
	2回目	ロット番号	接種量
接種年月日		0.5 mL	
年月日			
3回目	ロット番号	接種量	
接種年月日		0.5 mL	
年月日			

実施場所:

医療機関コード: 医師名:

医師署名又は記名押印: